

東教区信徒育成基金の活用にあたってのガイドライン

1 東教区信徒育成基金の目的と財源について

- 1.1 東教区信徒育成基金は、日本福音ルーテル教会東教区の信徒育成・教会教育の活動の助成のために用いられる基金です。その原資は、日本福音ルーテル教会からの配分金によって賄われています。

2 助成の対象と助成限度額について

- 2.1 東教区信徒育成基金は、東教区事業と東教区の主催・後援する諸活動の他、地区・教会共同体もしくはそれに準ずるグループの単位で企画・実行される、信徒育成に関わる諸活動のために活用することができます。
- 2.2 地区・教会共同体もしくはそれに準ずるグループによって企画・実行される諸活動に対しては、一度の申請に対して最大で、活動に必要な費用の50%まで、もしくは50,000円までのどちらか低い方の額を限度として助成します。
- 2.3 なお、東教区事業と東教区の主催・後援する諸活動に対する助成については、特に限度額を設けません。
- 2.4 また助成の対象は、原則として飲食費を除く、プログラム遂行に必要な諸経費（会場費、事務消耗品費、通信費、印刷費、講師謝礼等）とします。

3 申請の方法と手続きについて

- 3.1 利用申請は、信徒育成基金運営委員会宛てに東教区事務局に提出してください。特定の様式はありませんが、申請金額と併せて、活動内容、活動に関する費用の内訳について明記してください。
- 3.2 信徒育成基金の利用申請にあたっては、活動の計画段階での予算での申請でも、活動終了後の決算後の申請でもかまいません。ただし、活動の計画段階での予算での申請の場合は、活動終了後に領収書等（コピー可）を添付した会計報告をご提出ください。その際、剰余分が生じた場合には、剰余分を返還して頂く場合があることをご了解ください。活動終了後の申請の場合も、領収書等（コピー可）を添付した会計報告を添えて申請してください。
- 3.3 事務処理上、当該年度に関する申請は10月末までにお願いいたします。
- 3.4 申請に関しては、信徒育成基金運営員会で検討・承認後、教区常議員会での承認を経て助成が実施されます。なお、財政上の理由、ならびに公平性の観点から、全ての申請が承認されるわけではないことをご了解下さい。

2015年9月11日 東教区信徒育成基金運営委員会にて作成

2015年9月11日 第52期第5回東教区常議員会にて承認

2015年10月29日 東教区信徒育成基金運営委員会にて2.4を追加修正

2015年10月29日 第52期第6回東教区常議員会にて承認